

<b>総務委員会資料</b> <b>[総務部]</b> <b>令和5年6月29日・30日</b>
--

《条例案》

第 74 号議案	特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例【人事課】……………	1
第 75 号議案	知事等の給与の特例に関する条例【人事課】……………	2
第 76 号議案	特定新型インフルエンザ等により生じた事態に対処するための職員の特殊勤務手当の特例に関する条例【人事課】……………	3
第 79 号議案	特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例【税務課】……………	4

《一般事件案》

承認第1号議案	専決処分事件の報告及び承認について<関係分> 《令和4年度島根県一般会計補正予算(第12号)》	歳入	【財政課】	6
		歳出(総務部)	【総務課】	7

《予算案》

第 73 号議案	令和5年度島根県一般会計補正予算(第1号)<関係分>	歳入	【財政課】	9
----------	----------------------------	----	-------	---

《報告事項》

1.	島根県附属機関の設置状況等について【人事課】……………	10
2.	第2次島根県県有財産利活用推進計画について【管財課】……………	13



## 【第74号議案】

総務委員会資料  
令和5年6月29・30日  
総務部人事課

### 特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

#### 1 提案理由

厳しい県内経済や県財政の現状に鑑み、引き続き知事等の退職手当の減額を行うものとする。

#### 2 改正の概要

知事及び副知事の退職手当を令和9年4月29日までの間、次の減額率により減額すること。

区 分	減 額 率
知 事	100分の10
副知事	100分の5

#### 3 施行期日

公布の日から施行する。

## 【第75号議案】

総務委員会資料  
令和5年6月29・30日  
総務部人事課

### 知事等の給与の特例に関する条例

#### 1 提案理由

厳しい県内経済や県財政の現状に鑑み、引き続き知事等の給与の減額を行うものとする。

#### 2 条例の概要

##### (1) 減額率

区 分	減 額 率
知 事	100分の10
副知事	100分の8
教育長、常勤の監査委員及び病院事業管理者	100分の6

##### (2) 減額期間

この条例の施行の日から令和9年4月29日まで

##### (3) 知事2期目就任時から施行日前日までの間の減額相当分については令和5年12月期末手当で調整

#### 3 施行期日

公布の日から施行する。

## 【第76号議案】

総務委員会資料  
令和5年6月29・30日  
総務部人事課

### 特定新型インフルエンザ等により生じた事態に対処するための 職員の特殊勤務手当の特例に関する条例

#### 1 提案理由

新型コロナウイルス感染症対策業務に係る防疫作業等従事手当の特例を廃止するとともに、今後、新型インフルエンザ等に該当する新型コロナウイルス感染症の変異株により生じた事態その他の新型インフルエンザ等により生じた事態に対処するため、職員の特殊勤務手当について特例を定める必要がある。

#### 2 条例の概要

特定新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る政府対策本部が設置されたもの（人事委員会規則で定めるものに限る。）をいう。以下同じ。）対策に従事した職員（地方警察職員を除く。）に対し、防疫作業等従事手当の特例を措置

##### (1) 支給対象業務

特定新型インフルエンザ等から県民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって人事委員会規則で定めるもの

##### (2) 手当額

1日につき、4,000円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額

##### (3) 新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の廃止

#### 3 施行期日

公布の日から施行する。

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の  
一部を改正する条例について

1 改正理由

離島振興法等に基づく県税の課税免除等に係る減収補填措置の適用期間が延長されたこと等に伴い、所要の改正を行う必要がある。

2 改正内容

(1) 適用要件を下線のとおり改正すること。

法律	期間	対象区域	対象設備等	対象税目 【免除の種類】
離島振興法	<p>[改正前] 離島振興法省令第2条第1号イに規定する期間内</p> <p>【省令】 「改正前」 R 5. 3. 31まで 「改正後」 R 7. 3. 31まで (2年間延長)</p> <p>「改正後」 <u>R 7. 3. 31まで</u></p>	<p>・ 離島振興対策実施地域のうち<u>離島振興計画に記載された産業振興促進区域</u></p>	<p>・ 製造業、旅館業、情報サービス業等、農林水産物販売業等の用に供する設備 (<u>産業振興促進区域において振興すべき業種の用に供する設備に限る</u>) (<u>過疎地区内の対象設備を除く</u>)</p>	<p>事業税 不動産取得税 固定資産税 【課税免除】</p>
	<p>「改正後」 <u>R 7. 3. 31まで</u></p>		<p>・ 個人で営む畜産業、水産業又は薪炭製造業 (<u>過疎地区内において個人で営む畜産業又は水産業を除く</u>)</p>	<p>事業税 【課税免除】</p>
半島振興法	<p>[改正前] 半島振興法省令第1条第1号に規定する期間内</p> <p>【省令】 「改正前」 R 5. 3. 31まで 「改正後」 R 7. 3. 31まで (2年間延長)</p> <p>「改正後」 <u>R 7. 3. 31まで</u></p>	<p>・ 認定産業振興促進計画に記載された計画区域</p>	<p>・ 製造業、旅館業、情報サービス業等、農林水産物販売業等の用に供する設備 (<u>過疎地区内の対象設備を除く</u>)</p>	<p>事業税 不動産取得税 固定資産税 【不均一課税】</p>

原発等立地 地域振興法	<p>[改正前] 原発等立地地域振興 法省令第1条に規定 する期間内</p> <p>【省令】 「改正前」 R 5. 3. 31まで 「改正後」 R 7. 3. 31まで (2年間延長)</p> <p>「改正後」 <b>R 7. 3. 31まで</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力発電施設等立地 地域</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>製造業、道路貨物運送 業、倉庫業、こん包 業、卸売業の用に供す る設備</li> </ul>	<p>事業税 不動産取得税 固定資産税 【不均一課税】</p>
地域未来 投資促進法	<p>[改正前] R 5. 3. 31まで</p> <p>【省令】 「改正前」 R 5. 3. 31まで 「改正後」 R 7. 3. 31まで (2年間延長)</p> <p>「改正後」 <b>R 7. 3. 31まで</b> <b>(2年間延長)</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域経済牽引事業の促 進に関する基本計画の 対象となる促進区域</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域経済牽引事業であ って主務大臣の確認を 受けた事業の用に供す る施設</li> </ul>	<p>不動産取得税 固定資産税 【課税免除】</p>
過疎法	<p>[改正前] 過疎法省令第1条第 1号イに規定する期 間内</p> <p>【省令】 R 6. 3. 31まで (変更なし)</p> <p>「改正後」 <b>R 6. 3. 31まで</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>過疎地区</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>製造業、旅館業、情報 サービス業等、農林水 産物販売業等の用に供 する設備</li> <li>個人で営む畜産業又は 水産業</li> </ul>	<p>事業税 不動産取得税 固定資産税 【課税免除】</p> <p>事業税 【課税免除】</p>

※「過疎地区」とは、過疎地域の区域のうち市町村計画に記載された産業振興促進区域をいう。

(2) その他規定の整理

3 施行期日

公布の日から施行する。

【 承 認 第 1 号 】

総務委員会資料(R5年6月29日・30日)

令和4年度一般会計補正予算(令和5年3月31日専決処分) 歳入科目別内訳一覧表

(単位:千円)

区 分	R 4 年 度		計 (A)	R3年度 3/31専決後(B)	対前年度伸び率 (A)/(B)	主 な 補 正 項 目
	現 計	3/31専決				
1. 県 税	75,686,439		75,686,439	72,808,357	4.0%	
2. 地方消費税清算金	32,961,727		32,961,727	31,907,140	3.3%	
3. 地方譲与税	14,823,640		14,823,640	13,262,505	11.8%	
4. 地方特例交付金	382,160		382,160	391,927	▲ 2.5%	
5. 地方交付税	187,759,648		187,759,648	195,492,324	▲ 4.0%	
〃(含 臨時財政対策債)	(191,630,760)		(191,630,760)	(211,070,748)	(▲ 9.2%)	
6. 交通安全対策特別交付金	162,000		162,000	182,000	▲ 11.0%	
7. 分担金及び負担金	2,016,237	▲ 15,404	2,000,833	2,308,727	▲ 13.3%	公共事業関係
8. 使用料及び手数料	3,934,154		3,934,154	3,754,970	4.8%	
9. 国庫支出金	124,919,573	▲ 3,234,237	121,685,336	130,995,157	▲ 7.1%	衛生費国庫補助金 ▲1,570,377 民生費国庫補助金 ▲894,394 農林水産業費国庫補助金 ▲482,203 災害復旧費国庫補助金 ▲275,978
10. 財産収入	1,603,731		1,603,731	2,338,340	▲ 31.4%	
11. 寄附金	100,675	596	101,271	116,954	▲ 13.4%	しまね社会貢献基金事業費寄附金 458 新型コロナウイルス感染症対策費寄附金 138
12. 繰入金	22,554,066	8,956	22,563,022	11,224,422	101.0%	島根県立島根あさひ社会復帰促進センター診療所 特別会計繰入金 12,108 農業構造改善支援基金繰入金 ▲3,152
13. 繰越金	14,231,831		14,231,831	13,523,342	5.2%	
14. 諸収入	8,325,740	15,411	8,341,151	7,835,662	6.5%	共同設置保健所運営負担金
15. 県債	52,054,312	▲ 1,028,800	51,025,512	69,649,858	▲ 26.7%	事業の精算等に伴う補正
〃(除 臨時財政対策債)	(48,183,200)	(▲ 1,028,800)	(47,154,400)	(56,315,300)	(▲ 16.3%)	
合 計	541,515,933	▲ 4,253,478	537,262,455	555,791,685	▲ 3.3%	

【承認第1号議案】

総務委員会資料  
令和5年6月29日-30日

令和4年度島根県一般会計補正予算（第12号）〈関係分〉  
〈令和5年3月31日専決処分〉

歳出総括表〔総務部〕

一般会計

(単位:千円)

課名	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (A)+(B)
総務課	6,419,861	▲ 3,767	6,416,094
人事課	6,237,828	0	6,237,828
財政課	95,837,004	263,227	96,100,231
税務課	38,597,445	0	38,597,445
財産課	6,328,375	▲ 600	6,327,775
営繕課	347,813	0	347,813
情報システム推進課	1,569,587	0	1,569,587
総務センター	848,427	0	848,427
合計	156,186,340	258,860	156,445,200

## 〔一般会計〕

(単位:千円)

事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	概要	予算科目		議案資料2 掲載ページ
					款	項	
総務部	156,186,340	258,860	156,445,200				
総務課	6,419,861	▲ 3,767	6,416,094	財源 国 ▲1,519 県 ▲2,248			
1 私立高等学校等就学支援事業費	1,086,534	▲ 3,463	1,083,071	事業費の確定見込みに伴う減	10	9 1	54
2 私立学校経営健全性確保事業費	1,577,627	▲ 20	1,577,607	事業費の確定見込みに伴う減	10	9 1	54
3 私立学校教育条件維持向上事業費	136,590	▲ 284	136,306	事業費の確定見込みに伴う減	10	9 1	54
人事課	6,237,828	0	6,237,828				
財政課	95,837,004	263,227	96,100,231	財源 国 ▲85,010 その他12,108 県336,129			
1 財政調整費	2,813,472	▲ 123,959	2,689,513	新型コロナウイルス感染症対策調整費	2	1 1	21
2 減債基金積立金	5,135,524	387,186	5,522,710	決算剰余金を活用した基金積立	2	1 7	21
税務課	38,597,445	0	38,597,445				
管財課	6,328,375	▲ 600	6,327,775	財源 県債 ▲600			
1 県営建物維持修繕費	4,005,620	▲ 600	4,005,020	事業費の確定見込みに伴う減	2	1 7	21
営繕課	347,813	0	347,813				
情報システム推進課	1,569,587	0	1,569,587				
総務事務センター	848,427	0	848,427				

## 令和5年度6月一般会計補正予算(6/12提案分) 歳入科目別内訳一覧表

(単位:千円)

区 分	R5年度		計 (A)	R4年度 5月現計(B)	対前年度伸び率 (A)÷(B)	主な補正項目
	現 計	6月補正				
1. 県 税	73,959,690		73,959,690	73,003,879	1.3%	
2. 地方消費税清算金	33,858,952		33,858,952	30,638,505	10.5%	
3. 地方譲与税	13,941,000		13,941,000	14,114,000	▲ 1.2%	
4. 地方特例交付金	359,000		359,000	374,000	▲ 4.0%	
5. 地方交付税	182,836,901		182,836,901	183,859,000	▲ 0.6%	
〃 (含臨時財政対策債)	(185,000,901)		(185,000,901)	(190,833,000)	(▲ 3.1%)	
6. 交通安全対策特別交付金	179,000		179,000	186,000	▲ 3.8%	
7. 分担金及び負担金	1,689,657		1,689,657	1,643,283	2.8%	
8. 使用料及び手数料	4,151,252		4,151,252	4,218,654	▲ 1.6%	
9. 国庫支出金	99,096,702	4,222,355	103,319,057	106,613,192	▲ 3.1%	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 3,984,067 医療介護総合確保促進交付金 192,922 水利施設管理強化事業費補助金 40,000 教員研修事業費等補助金 5,366
10. 財産収入	1,628,831		1,628,831	1,705,467	▲ 4.5%	
11. 寄附金	88,459		88,459	62,884	40.7%	
12. 繰入金	11,955,606	431,286	12,386,892	11,410,531	8.6%	医療介護総合確保促進基金繰入金
13. 繰越金	5,833,024	150,657	5,983,681	5,000,711	19.7%	
14. 諸収入	12,919,793		12,919,793	11,543,962	11.9%	
15. 県 債	39,928,400		39,928,400	46,550,800	▲ 14.2%	
〃 (除臨時財政対策債)	(37,764,400)		(37,764,400)	(39,576,800)	(▲ 4.6%)	
合 計	482,426,267	4,804,298	487,230,565	490,924,868	▲ 0.8%	

※R5年度現計予算額は、6月補正予算(第2号)後の額

## 島根県附属機関の設置状況等について

島根県附属機関等の設置及び構成員の選任等に関する条例（平成15年島根県条例第42号）第7条の規定に基づき、令和5年4月1日現在の状況について、下記のとおり報告する。

### 記

#### 1. 附属機関の設置状況（条例第1条）

	設置機関数
令和4年4月1日現在	76
令和5年4月1日現在	75
比較	△1

#### 2. 構成員中の女性の割合（条例第3条）

	4割以上	4割未満	委員不在	計
令和4年4月1日現在	61	3	12	76
令和5年4月1日現在	60	3	12	75
比較	△1	0	0	△1

#### 3. 公募状況、併任状況（条例第4条、第5条）

	公募状況		5以上の委員 兼務（人）
	機関数	委員数	
令和4年4月1日現在	13	8	8
令和5年4月1日現在	12	5	8
比較	△1	△3	0

# 条例に基づく附属機関における男女の均等な登用の実施状況

R5. 4. 1現在

	審議会等の名称	担当課	委員 実数	女性数	女性の 参画率	備考
1	島根県総合開発審議会	政策企画監室	24	12	50.0%	
2	島根県男女共同参画審議会	女性活躍推進課	15	8	53.3%	
3	島根県私立学校審議会	総務課	10	5	50.0%	
4	島根県情報公開・個人情報保護審査会		6	4	66.7%	
5	島根県公立大学法人評価委員会		5	2	40.0%	
6	島根県公益認定等審議会		6	3	50.0%	
7	島根県行政不服審査会		4	2	50.0%	
8	島根県特別職報酬等審議会		0	-	-	
9	島根県公務災害補償等認定委員会		人事課	5	3	60.0%
10	島根県公務災害補償等審査会	4		2	50.0%	
11	島根県固定資産評価審議会	税務課	10	5	50.0%	
12	島根県救急搬送・病院受入連絡調整協議会	消防総務課	0	-	-	
13	島根県防災会議	防災危機管理課	71	30	42.3%	
14	島根県国民保護協議会		74	31	41.9%	
15	島根県原子力発電調査委員会	原子力安全対策課	0	-	-	
16	自治紛争処理委員	市町村課	0	-	-	
17	島根県交通安全対策会議	交通対策課	27	11	40.7%	
18	島根県消費生活審議会	環境生活総務課	15	8	53.3%	
19	島根県立美術館協議会	文化国際課	14	7	50.0%	
20	島根県芸術文化センター協議会		12	6	50.0%	
21	島根県スポーツ推進審議会	スポーツ振興課	14	8	57.1%	
22	島根県自然環境保全審議会	自然環境課	32	18	56.3%	
23	島根県環境審議会	環境政策課	18	8	44.4%	
24	島根県環境影響評価技術審査会		13	6	46.2%	
25	公害紛争あっせん委員、公害紛争調整委員会 及び公害紛争仲裁委員会		15	7	46.7%	
26	島根県社会福祉審議会	地域福祉課	23	10	43.5%	
27	島根県医療審議会	医療政策課	30	12	40.0%	
28	島根県准看護師試験委員		8	4	50.0%	
29	島根県地域医療支援会議		31	2	6.5%	女性参画要綱第3条(2)該当
30	島根県国民健康保険審査会	健康推進課	9	4	44.4%	
31	島根県後期高齢者医療審査会		9	4	44.4%	
32	島根県国民健康保険運営協議会		11	4	36.4%	※6.1時点 40%以上達成 委員実数12、女性5 女性参画率 41.7%
33	島根県指定難病等審査会		9	4	44.4%	
34	島根県介護保険審査会	高齢者福祉課	21	10	47.6%	
35	島根県子ども・子育て支援推進会議	子ども・子育て支援課	17	9	52.9%	
36	島根県障がい者施策審議会	障がい福祉課	14	7	50.0%	
37	島根県ひとにやさしいまちづくり審議会		9	4	44.4%	
38	島根県精神保健福祉審議会		9	4	44.4%	
39	島根県精神医療審査会		37	15	40.5%	
40	島根県障害者介護給付費等不服審査会		10	4	40.0%	
41	島根県麻薬中毒審査会	薬事衛生課	0	-	-	
42	島根県生活衛生適正化審議会		6	3	50.0%	
43	島根県公害健康被害認定審査会	感染症対策室	0	-	-	女性参画要綱第3条(2)該当
44	島根県感染症診査協議会		40	11	27.5%	女性参画要綱第3条(2)該当
45	島根県農政審議会	農業経営課	9	5	55.6%	
46	島根県森林審議会	林業課	12	6	50.0%	
47	島根県水産振興審議会	沿岸漁業振興課	0	-	-	
48	島根県蜜蜂転飼調整審議会	畜産課	12	6	50.0%	
49	漁港管理会(浜田漁港管理会)	水産課	9	4	44.4%	
50	島根県観光審議会	観光振興課	0	-	-	

	審議会等の名称	担当課	委員 実数	女性数	女性の 参画率	備考
51	島根県中小企業調停審議会	中小企業課	0	-	-	
52	島根県雇用対策審議会	雇用政策課	15	8	53.3%	
53	島根県建設工事紛争審査会	土木総務課	10	4	40.0%	
54	島根県事業認定審議会	用地対策課	7	4	57.1%	
55	島根県土地利用審査会		7	4	57.1%	
56	島根県国土利用計画審議会		15	8	53.3%	
57	島根県水防協議会	河川課	25	12	48.0%	
58	島根県地方港湾審議会	港湾空港課	23	10	43.5%	
59	島根県開発審査会	都市計画課	7	4	57.1%	
60	島根県景観審議会		12	6	50.0%	
61	島根県都市計画審議会		20	9	45.0%	
62	島根県建築審査会	建築住宅課	5	2	40.0%	
63	島根県建築士審査会		5	2	40.0%	
64	島根県総合教育審議会	教育庁総務課	10	5	50.0%	
65	島根県産業教育審議会	教育指導課	0	-	-	
66	島根県教育課程審議会		0	-	-	
67	教科用図書選定審議会		20	10	50.0%	
68	島根県生徒指導審議会		10	5	50.0%	
69	島根県社会教育委員	社会教育課	12	6	50.0%	
70	島根県生涯学習審議会		0	-	-	
71	島根県立図書館協議会		10	5	50.0%	
72	島根県文化財保護審議会	文化財課	18	9	50.0%	
73	島根県立古代出雲歴史博物館協議会		14	8	57.1%	
74	警察署協議会	県警本部警務部総務課	91	46	50.5%	
75	島根県留置施設視察委員会		4	2	50.0%	

委員実数	女性数	女性の 参画率
998	474	47.5%

※島根県附属機関等の設置及び構成員の選任に関する条例第3条の適用除外機関を除く

## 第2次島根県県有財産利活用推進計画について

### 1. 計画の概要

「島根県県有財産利活用方針(平成26年4月策定)」に記載した具体的な取り組みを着実に進めるため、達成すべき目標、各取り組みの手順等を明らかにするもの  
計画期間(平成30年度から令和4年度の5カ年)

### 2. 評価指標の達成状況

評価指標の令和4年度末の達成状況は下表のとおり

なお、(2)④については、リース契約で計画していた、島根県立美術館及び島根県立芸術文化センター「グラントワ」において、特定天井改修工事に併せて器具の更新を行ったため、リース契約外となったが、これを合計すると14,337灯となり目標値を達成している

また、(3)⑤については、県営住宅の統廃合計画に基づき、松江市大輪団地(淞北台団地の一部非現地建替分)及び浜田市浜田中央団地(浜田漁民団地ほかの非現地建替分)を建設したことにより一時的に増加したものであり、事業計画終了後には淞北台の一部と浜田漁民団地は用途廃止を行う

評価指標		基準値 (平成29年度)	目標値 (令和4年度)	達成状況 (令和4年度末)	
<b>(1) 県有財産の有効活用</b>					
①	保全マネジメントシステム(BIMMS) <sup>*1</sup> への設備機器情報 <sup>*2</sup> 登録済棟数	386棟	849棟	累計	912棟
②	施設評価 <sup>*3</sup> (1次・2次評価)の実施施設数	0施設	120施設	累計	159施設
<b>(2) 施設の長寿命化</b>					
③	洋式トイレに改修する便器の数 <sup>*4</sup>	—	879箇所	累計	1,002箇所
④	建築物にリース契約で設置したLED照明器具の灯数	7,410灯	13,500灯	累計	11,827灯
<b>(3) 保有財産の適正化</b>					
⑤	県が保有する建築物の延べ面積	増加させないこと		現計	1,772,736㎡
		1,768,429㎡	1,768,429㎡以下	基準との差	4,307㎡
⑥	未利用財産の売り払い金額	5年間の売り払い金額の合計	15億円	累計	21.3億円

※1 (一財)建築保全センターが地方公共団体専用に提供する施設保全情報システム。

施設毎の保全情報を一元的に管理し、中長期の保全計画作成や維持管理費の削減などに活用するもの。

※2 個別建築物ごとの建築設備機器に係る性能・仕様や履歴などの情報

※3 施設の継続、集約又は廃止を検討するため、現況を評価

経過年数・耐震性の有無、利用者数、維持管理費用などを定量的に評価する1次、余剰スペースや立地状況を定性的に評価する2次、個別事情を評価する3次の3段階で実施

※4 施設内の総便器数に占める洋式便器の割合を50%以上とするために改修する便器の数